

令和八年度 全国労働衛生週間 岩手労働局長メッセージ

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和二十五年から毎年実施しており、今年で七十七回目になります。

全国の労働者の健康をめぐる状況を見ると、高齢化の進行等の就業構造の変化により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けており、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加しているほか、女性の就業率の上昇とともに、働く女性の健康問題への対応も課題となっています。加えて、過労死等の労災支給決定件数は年々増加傾向にあり、精神障害による労災支給決定件数が過去最多になるなど、過重労働による健康障害の防止対策、小規模事業場を含めたメンタルヘルス対策の推進が必要となっています。業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、気候変動、高齢化等を背景に熱中症や腰痛等の発生が増加している傾向にあります。また、政府において、「攻めの予防医療」の推進のため、職域においても、労働者の健康の保持増進措置（安衛法第六十九条）の枠組を活用し、疾病の早期発見・早期治療の取組を進めるための検討も行われています。

さらに、令和6年度から全面施行されている化学物質の自律的管理の定着・推進に向けた取組を引き続き進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、あらゆる労働者が心身ともに健康に働き続けることができるよう、今年度は、

「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」

をスローガンとして、全国労働衛生週間が九月一日から九月三十日までを準備期間とし、十月一日から十月七日まで展開されます。

岩手県内においては、定期健康診断の有所見率は増加傾向であるとともに全国平均より高い値で推移しており、労働者の健康保持増進の取組が重要で、また、精神障害による労災支給決定件数も増加傾向にあり、職場のメンタルヘルス対策の取組も重要です。

このことから、本週間を契機として事業場における労働衛生意識の高揚を図り、的確な労働衛生管理はもとより、女性の健康への対応、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に職場環境づくり等の総合的な推進を図り、本県の労働衛生水準が更に向上することを祈念いたしまして、私からのメッセージいたします。

令和八年九月一日

岩手労働局長

川又 修司